

香川県住宅用太陽光発電補助金 よくある質問 Q&A

番号	質問	答え
1. 補助金制度全般		
101	補助金の予算枠はどれくらいですか。	太陽光発電及び蓄電システム合わせて 129,500 千円の予算を準備しています。
102	申請は先着順となっていますが、申請受付期間の途中で受付が終了することはありますか。	予算枠に達した場合は、申請の受付を終了する場合があります。
103	補助金の予算が残りわずかになった場合、残額の確認はどのようにすればいいですか。	<u>予算の9割に達した時点で、県のホームページでお知らせする予定です（予算の執行状況のお問い合わせには回答いたしません。）。</u>
104	県内市町の補助金との併用は可能ですか。	<u>市町の補助金との併用は可能です。</u> なお、市町ごとに補助金の制度が異なりますので、市町に確認してください。
105	国の補助金との併用は可能ですか。	<u>国の補助金との併用は可能です。</u> なお、制度の詳細については国に確認してください。
106	申請書類等の資料はどこで入手できますか。	県のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。
107	申請書類はどのような方法で提出すればいいですか。	申請書類の提出は、 <u>原則、郵送としています。</u> 持参の場合は受取りのみ行い、その場での審査は行いません。 ※ 申請書類は郵便法の信書に該当します。信書の引き受けと配達記録が残る「簡易書留」などの方法で提出してください。送付先等の詳細は「 <u>手続の手引（17. 書類の提出方法）</u> 」で確認ください。書類受領の有無や日時に関するお問合せには対応できませんので、郵便の追跡サービスなどを利用して確認してください。
108	申請手続は必ず本人が行う必要がありますか。	<u>手続代行者に申請手続の代行を依頼することも可能です。</u> この場合、申請書「4 手続代行者に手続の代行を依頼する場合」の手続代行者欄に必要事項を記入してください。なお、交付決定後に手続代行者を変更する場合は、新たな手続代行者に手続を依頼する旨の委任状（任意様式）の提出が必要です。
2. 補助の対象となる設備等		
201	太陽光発電システムについて、10kW 以上のものは対象となりますか。	<u>パワーコンディショナの定格出力が 10kW 未満であるなどの理由から、電力会社と 10kW 未満（増設の場合は既設分を含む。）の発電設備の電力受給契約を締結する場合は対象となります。</u>
202	既に太陽光発電システムを設置している住宅が老朽化等により、システムの全部又は一部を撤去し、新たなシステム（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等）を設置した場合、補助対象となりますか。	<u>パネルの容量が増加しない場合は補助対象となりません。</u> パネルの容量が増加する場合は、 <u>増設した部分のみが補助対象となります</u> （ただし、Q201 のとおり電力会社と既設分を含んで 10kW 未満の電力受給契約を締結する必要があります。）。 なお、補助金額については Q203 のとおりです。
203	増設の場合は対象となりますか。	太陽光発電システムの場合、平成 23 年度以降に県補助金を受けた既設分を含めて 5 万円までとなります。 蓄電システムの場合、令和元年度に県補助金を受けた既設分を含めて 10 万円までとなります。 ※ 太陽光発電システムの例 令和元年度に 4 万円の県補助金を受けていれば令和 2 年度は 1 万円までが補助対象となり、令和元年度に既に県補助金を 5 万円受領している場合は補助対象外となりますので申請はできません。なお、既設分と合わせて電力会社と 10kW 未満の太陽光発電設備の電力受給契約を締結する必要があります。
204	太陽光発電システムが設置されていない家に蓄電池のみを設置する場合は対象となりますか。	<u>10kW 未満の太陽光発電システムとの接続が条件であるため、補助の対象となりません。</u>

205	蓄電システムについて、国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の対象機器が条件となっていますが、同等品で代用することはできますか。	同等品は補助の対象となりません。
206	設備をリースで設置しても補助が受けられますか。	リースでの設置は補助の対象となりません。
207	太陽光発電システムを設置する住宅は店舗・事務所との併用でもかまわないとのことですが、住宅部分の面積割合などの条件はありますか。	住宅として利用されていなければ構いません。なお、そこに住民票がない場合、電力受給契約地点の建物の登記簿謄本の建物種類に店舗であると同時に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」等、住宅と確認できる表記があることが条件となります。
208	補助対象システムを設置している「モデルハウス」を住宅販売会社から購入する場合、補助対象となりますか。	設置されている補助対象システムが「未使用」の場合は、建売住宅として補助対象となります。この場合の「未使用」とは、引渡しの前に電力会社と系統連系されていないものことです。なお、引渡し前の電灯契約については、特に問題はありません。
209	別荘に設置した場合でも補助対象となりますか。	香川県内に設置する場合は対象となります。ただし、既築の場合は申請書提出時に、新築・建売の場合は実績報告書提出時に、建物の登記簿謄本を提出していただきます。なお、提出する登記簿謄本の建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」等、住宅と確認できる表記があるものが対象となります。
210	太陽光発電システムの設置場所は、住宅の屋根になくても、同じ敷地内に設置されていれば、補助対象となりますか。	太陽光発電システムが、同一敷地内に設置し、その発電で得られた電気を申請者の住居で使用（住居に連系）するのであれば、その設置場所は問いません。
211	申請予定者は住居の所有者で電灯契約者ですが、高齢のためローンが組めません。太陽光発電システムの工事は別の家族の名前で契約していいですか。	申請者は、電灯契約者（電力受給契約予定者）と補助対象システムの工事契約者が同一である必要がありますので、この状態では申請できません。電灯契約者と対象システムの工事契約者を同一にした上で、申請を行ってください。
212	香川県内に家を2軒所有しています。そのうち1軒は平成26年度に太陽光発電システムを設置し、県の補助金を受けました。残る1軒も今年度太陽光発電システムを設置する予定ですが、県の補助対象となりますか。	今年度新たに設置する太陽光発電システムが今年度の県の補助金の要件を満たしていれば対象となります。系統連系ごとに1つのシステムとみなし、1システムごとに申請することができます。
213	補助対象経費には何が含まれますか。	太陽光発電システムの補助対象経費には、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）など太陽光発電システムを動かすために必要なものが含まれます。蓄電システムの補助対象経費とする設備費は、パッケージ型番一式の購入費が該当します。工事請負契約書（売買契約書）で値引きがあった場合は、申請書等には、実際の販売価格（値引き後の価格）を記入してください。また、蓄電システムからの値引きの場合は、値引き箇所と金額の内訳がわかるものがが必要です。なお、太陽光発電と蓄電システムがセット価格になっている場合の補助対象経費内での配分に関して、特に規定はありませんが、必ず双方の小計（合計）が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。
3. 補助金の交付申請		
301	県に申請書を提出してから交付決定されるまでどれくらいかかりますか。	申請書類が県に到達した日の翌日から起算して、土・日・祝日・年末年始を除く14日（以下「標準処理期間」という。）以内に交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足がある場合は、この限りではありません。

302	申請書の交付決定の状況を確認したいのですが、電話で問い合わせれば分かりますか。	<p>原則、標準処理期間（Q301 参照）以内に交付決定し、申請者に通知しますので、標準処理期間以降であれば、交付決定の状況を調べることは可能です。</p> <p>※ 標準処理期間内の申請については、回答いたしかねます。</p> <p>※ 県到達日の確認は郵便の追跡サービス等を利用して確認してください（Q107 参照）。</p> <p>【手続代行者の方へ】</p> <p>交付決定の状況は、お客様に確認してください（交付決定後、「補助金交付決定通知書」を申請者本人あて送付します。）。お客様に交付決定通知書の受領を確認しても不明な場合、標準処理期間以降であれば、県に問い合わせることで可能です。</p>
303	工事着工日とは、どの工事のことで、交付決定前にどこまで工事をしていいですか。	<p>この補助金でいう「工事着工日」は、補助対象システムの着工日を指します（建物の着工日ではありません。）。太陽光発電システムにおいては、太陽電池モジュールの架台や、パワーコンディショナへの配線工事などの関連工事が開始される日をいいます。蓄電システムにおいては、システムの配線や設置の関連工事が開始される日です。交付決定日前にシステムの設置に関する工事は一切着手できません。</p> <p>※ 建売の場合は、引渡し日が工事着工日となるため、この限りではありません。</p>
304	工事着工はいつに予定すればよろしいですか。	<p>標準処理期間を14日（土・日・祝日・年末年始を除く）としていますので、申請書の県到達日の翌日から起算して標準処理期間を過ぎた15日目以降に着工日を設定してください。</p> <p>なお、交付決定されるまで対象システムの工事着工はできませんのでご注意ください（Q303 参照）。</p> <p>※ 県到達日の確認は郵便の追跡サービス等を利用して確認してください（Q107 参照）</p> <p>※ 書類不備等のため、標準処理期間内に交付決定されない場合があります。</p>
305	個人事業主とはどのような人のことですか。	<p>マンションやアパートの所有者で、<u>自分の住民票の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する人のこと</u>です</p>
306	二世帯住宅で、親と子が生計を別にしています。親と子それぞれが太陽光発電システムを導入する場合、別々に補助金を申請できますか。	<p>二世帯住宅が建物を2つの区分に分けて「<u>区分登記</u>」され、<u>太陽光発電システムの系統連系が独立</u>しており、<u>電力会社との電力供給契約が別</u>であれば、それぞれ補助金を申請することができます。二世帯住宅が「<u>単独登記（1人の名義による登記）</u>」の場合又は「<u>共有名義（複数人の名義による登記）</u>」の場合は、1人が補助金を申請することになります。</p>
307	仮住まいのため、申請書に記載する住所と異なる住所に交付決定通知書の送付を希望する場合、申請書の希望する送付先の欄に手続代行者の住所を記入し、手続代行者経由で受け取るようにしてもいいですか。	<p>交付決定通知書は、県と申請者の間に権利義務関係を発生させる大切な書類です。このため、交付決定通知書は、申請者本人に直接郵送しています。交付決定通知書の送付先欄に<u>手続代行者の住所</u>を記入することはできません。</p>
308	申請書の「4 手続代行者に手続の代行を依頼する場合」の記載内容に訂正が必要となった場合、誰の訂正印が必要となりますか。	<p>手続代行者欄であれば、手続代行者である実務担当者の認印で構いません。</p> <p>※ 手続代行者欄以外は、申請者の訂正印が必要となります（申請者印と同じ印を使用）。</p>
309	申請書に添付する工事請負等契約書について、見積書や内訳書等は必須ですか。	<p>契約書等において、申請者及び契約相手双方の氏名押印、契約金額、設置予定住所のほか、太陽光発電システムは設置するパネルの公称最大出力、蓄電システムは国の「<u>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業</u>」の対象機器となっていることが分かる記載と設備費の内訳が明記されていることが必要です。</p> <p>これらの情報が契約書で読み取れない場合は、見積書、内訳書、システム設置図等を添付してください。</p>

310	蓄電システムの設置の工事費が無料です。申請書には工事請負契約書の添付のみでいいですか。	工事費が無料でも設備費が明記されていることが必要です。契約書に合計金額しか記載されていない場合は、見積書等が必要です。契約書に内訳が明記されている場合は、契約書のみで構いません。
311	申請書に添付する工事請負契約書について、申請後、変更契約で太陽光発電システムの設置を追加した場合は、当初の契約書は添付せず、変更契約書のみ添付すればいいですか。	変更契約書は、当初の契約書を基に成立しているものであり、当初の契約書を確認しなければ、変更契約書が有効かどうかを確認できません。太陽光発電システムの設置を変更契約書で追加した場合は、 <u>当初の契約書と変更契約書の両方を提出してください。</u>
312	工事請負契約書ではなく、「注文書」と「注文請書」で申請可能ですか。	「注文書」と「注文請書」のコピーの両方を一式として提出することができます。その際、「注文書」には注文者（申請者）の捺印が、「注文請書」には施工業者の社印又は代表者印があり、 <u>収入印紙が貼付されていることが必須です。</u>
313	申請書に添付する住民票は、家族全員分必要ですか。また、本籍の記載は必要ですか。	住民票は申請者のみが記載されたもので構いません（本籍の記載は不要です。）。 ※ 転入・転居を直近に行った場合、後述の完納証明書の関係で <u>前住所の記載が必要となる場合があります（Q315、318 参照）。</u>
314	住民票に記載してはいけない情報はありますか。	<u>個人番号（マイナンバー）が記載された住民票は受領できませんのでご注意ください。</u>
315	添付書類に県税の完納証明書とありますが、「ア 県税の完納証明書」と、「イ 個人住民税の完納証明書」の両方が必要ですか。	申請者が個人の場合は、 <u>ア、イの両方が必要</u> となります。 ※ アについては、「 <u>手続の手引</u> 」71 ページにある県税事務所などが発行する「 <u>県税に滞納がないこと</u> 」の納税証明書を提出してください。（代理申請の場合は、この補助金のホームページから事前に様式をダウンロードするなどして、請求者欄に委任者の必要事項記入と押印をしておく必要があります。） ※ イについては、住所地の市役所又は町役場の税務担当窓口「 <u>手続の手引</u> 」48、49 ページにある「 <u>証明願（2枚1組）</u> 」を持参し、交付された1枚を提出してください（ホームページから様式のダウンロードが可能です。）。 市町によっては、別の様式（完納証明書）にて証明する場合があります。詳しくは市町税務担当課にお問合せください。
316	個人住民税が非課税であっても完納証明書は必要ですか。	<u>非課税であっても証明願による完納証明は可能ですので、提出してください。</u>
317	添付書類に県税の滞納がないことを証明する書類とありますが、個人事業主の場合は何が必要ですか。	<u>個人事業主として交付申請する場合は、次の4種類（ア～エ）の書類が必要です。</u> ※ 「ア 県税の完納証明書」、「イ 個人住民税の完納証明書」、「ウ 消費税の納税証明書」、「エ 個人住民税の特別徴収実施確認書」
318	最近県外から転入してきました。添付書類の県税及び個人住民税の完納証明書の提出はどうしたらいいですか。	<u>平成31年1月2日以降に県外から転入された方は、香川県内の市町が発行する個人住民税の完納証明が発行できない場合がありますので、香川県県税事務所が発行する県税の完納証明書のみを提出してください。県外在住の方についても取扱いは同じです。</u> ただし、令和2年1月1日までに転入された方は、その年の6月以降は課税が発生しますので、 <u>完納証明が発行可能となった時点で、香川県内の市町が発行する個人住民税の完納証明書を添付してください。</u> なお、県外から転入の場合は、住民票の請求の際に、 <u>県外の前住所が記載されたものを請求するようご注意ください。</u>
319	最近県内で転居しました。添付書類の個人住民税の完納証明書の提出はどうしたらいいですか。	<u>平成31年1月2日以降に県内で転居された方は、現住所の市町において個人住民税の完納証明が発行できない場合がありますので、前住所の市町が発行する完納証明書を提出してください。</u> その場合、住民票の請求は、 <u>県内の前住所が記載された住民票を請求するようご注意ください。</u> ただし、令和2年1月1日までに転入された方は、その年の6月以降は課税が発生しますので、 <u>完納証明が発行可能となった時点で、お住まいの市町が発行する個人住民税の完納証明書を添付してください。</u>

4. 補助事業の変更・中止・廃止		
401	変更承認申請書の提出はどのような場合に必要ですか。	<p>交付決定後に変更承認が必要な場合は、次の4つです。</p> <p>① <u>補助金額の変更を伴う太陽光発電システムの公称最大出力の変更を行う場合</u></p> <p>② <u>補助金額の変更を伴う蓄電システムの機種の変更を行う場合</u></p> <p>③ <u>太陽光発電の交付決定後に蓄電システムを追加設置する場合</u></p> <p>④ <u>太陽光発電と蓄電システムの両方を申請し、交付決定後、そのいずれか一方のみを中止する場合</u></p> <p>上記に該当する場合は、変更承認申請書、工事請負契約書の写し及び住民票（住所変更があった場合）を提出してください。<u>実績報告書の提出までに変更承認手続きを行い、変更承認通知書を受領しておく必要があります、変更部分は承認を受けるまで工事着工はできません。</u></p> <p>※ その他の変更の場合は、変更承認申請書の提出は必要ありませんが、<u>実績報告書の提出時に、概要書で変更分の報告をしてください。</u></p>
402	補助対象システムの設定住所の変更や（相続以外の理由による）補助事業者の変更を行った場合はどのようにすればいいですか。	申請を中止承認申請によって取り下げ、中止承認後、改めて申請する必要があります（ただし、着工前であること）。
5. 実績報告		
501	交付決定後、実績報告書を提出するまでの間に、婚姻等により補助事業者（申請者）の名字が変わりました。実績報告書はどのように記入すればいいですか。	<p>実績報告書の補助事業者欄には、新しい名字の氏名を記入してください。このとき名字が変更したことの確認する必要があるため、補助事業者（申請者）本人の戸籍抄本を併せて提出してください。印鑑については、申請時の印と新名字の印の両方を押していただくことが望ましいですが、片方しか押印できない場合は、戸籍上確認できれば構いません。</p> <p>口座名義については、どちらの名字のものでも構いませんが、旧名字のものを使用する場合は、補助金をお支払いするまでに口座が凍結されないことをよく確認のうえ申請してください。</p>
502	補助金交付決定通知書を紛失したのですが、交付決定通知書の再発行はできますか。	<u>補助金交付決定通知書の再発行は、原則として行いません。</u> ただし、補助事業者（申請者）又は手続代行者からの交付決定日、交付決定番号等についての電話照会には対応します。
503	実績報告書の「6 完了日」はどの時点を指しますか。	<p>電力受給開始日、領収書の日付、製品保証書の保証開始日のいずれか遅い日となります。</p> <p>※ <u>電力需給の開始は「交付決定後から実績報告書提出まで」の間に行ってください（交付決定前に電力受給を開始した場合、補助金は受けられません。）。</u></p>
504	「出力対比表」とは何ですか。どこからもらえるものですか。	<p>出力対比表とは、太陽電池モジュールごとの製造番号と測定出力値の一覧表で、実績報告時に提出いただくものです。出力対比表はメーカーから発行される場合と、梱包材などについている製品番号票などから出力対比表を作成する場合があります。</p> <p>メーカーから所定の書式で発行されたものは、そのまま<u>原本</u>を提出してください。メーカーからの発行がなく、県の出力対比表の書式例を参考に作成する場合は、梱包材などについている製品番号票（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）のコピーを所定の欄に貼付し、必要事項を記入してください。<u>バーコードで提出する場合は、県の様式が必須です。</u></p>
505	「出力対比表」において、測定出力値が公称最大出力を下回りました。補助金額の変更となるのでしょうか。	公称最大出力により補助金額を決定していますので、補助金額の変更は必要ありません。
506	補助対象システムが同一場所でありながら、実績報告時に提出する書類間（報告書と電力受給契約書）や、申請時と実績報告時に記	県に提出する、又は提出した書類間で、設備がある住所の表記が異なってしまう場合（地番と住居表示等）は、次のように対処してください。

	載の住所の表記が異なってしまった場合の書類の記載方法はどうか。また、何か書類を提出する必要はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書「1 補助事業者住所」の欄に正しい住所を記入 ・「7 重要事項確認」の右側欄にチェックし、【住所表記が一致しない理由】の該当箇所にもチェック（「その他」の場合は、その理由を記載） 必要書類は住民票や電力需給契約書で住所地を確認しますが、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
507	領収書の書式について教えてください。	立替払の際の書式「設置費に関する領収書（見本）」を除き、領収書に書式の定めはありませんので、業者が補助事業者（申請者）に発行した領収書をコピーして提出してください。 領収書は、補助対象経費の支払いが完了していることを確認するものです。家全体の領収書である等の理由で、領収書の金額が補助対象経費と一致しない場合は、ただし書で「太陽光発電システム設置費〇円を含む」と記載するなど、補助対象経費を含むことが確認できるようにしてください。 ※ 対象システムを「立替払」で購入の場合、次の条件を満たしていれば補助対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権が補助事業者（申請者）にあること。 ・販売者から購入者に発行した領収書が提出できること。 ※ 「複写式の業者用『領収控』や「振込依頼書」は領収書の代わりにはなりません。
508	領収書のあて名が連名になっていてもいいですか。	領収書に補助事業者（申請者）の名前が入っていれば構いません。
509	ローンで代金を支払う場合、領収書が出ない場合があると思いますが、報告書に添付する支払いの証明書類はどのようなものになりますか。	本補助金において、補助事業者（申請者）宛の領収書のコピーの提出は必須です。ローンは、領収書の発行が可能で、対象システムの所有権が補助事業者（申請者）に移っていることが確認できるものを利用してください。
510	対象システム（太陽電池モジュール）の配置図を添付すれば、設置写真は必要ありませんか。	配置図は、写真だけでシステム全体が確認できない場合に添付していただく補足資料です。設置写真は、設置面すべての面のものが必ず必要です。配置図を提出する場合、モジュールであることがはっきり認識できる設置面分の写真は添付してください。また、設置写真のほか、建物の全景が分かる写真の添付も必要です。集合住宅の場合は、設置写真、システム配置図ともに提出が必須です。
511	太陽光発電システムを設置した場合の実績報告書の提出は、電力会社と接続（電力受給契約が完了し、電力需給を開始）した後、3月31日までとなっていますが、年度末で電力会社の業務が立て込み、作業が間に合わないなど、電力会社側の理由により期限までに接続ができそうにありません。どうすればいいですか。	実績報告書は3月31日までに提出していただく必要があります。電力会社との接続も実績報告書提出時までに完了しておく必要がありますので、3月31日までに電力会社と接続できないものは、補助金を交付できません。 一方で、3月31日までに電力会社と接続はできたものの、電力会社が発行する契約書類（「受給開始日のお知らせ」等）の提出が間に合わない場合は、この書類を除き、実績報告書に必要な書類のすべてを3月31日までに提出してください。この場合、電力会社発行の契約書類が届き次第、速やかに書類の追加提出をしてください（補助事業者（申請者）との接続が3月31日までに完了していることを追加提出の書類で確認します。）。
6. 補助金の請求・支払		
601	実績報告書を提出すれば、補助金が支払われるのですか。	補助金交付額確定通知書を受け取ったら、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を提出する必要があります。 請求書は、実績報告書と同時に提出しても構いませんが、受理は補助金交付額確定通知書の発行後になります。 県は、不備のない請求書を受理してから約1か月後に、指定口座に補助金を振り込みますので、通帳記入により「カガワケンカンキョウセイサクカ」で始まる名義での入金をご確認ください（振込日のお知らせはいたしません。）。
602	振込口座は、申請者以外（家族名義）の口座でも構いませんか。	補助事業者（申請者）以外の口座への振込みはできません。個人事業主の場合は、補助事業者の氏名に屋号及び個人名が含まれる場合は、口座名義は個人名でも構いません。

603	振込口座は、インターネット銀行でも振込可能ですか。	イオン銀行、セブン銀行などのインターネット銀行でも振込可能ですが、疑問のある場合は、お問合せください。
604	請求書に誤って記入してしまいました。どうしたらいいですか。	金額欄を誤って記入した場合は、訂正できませんので、差替えてください。その他の間違いは訂正印による訂正が可能です。

7. 財産の適正管理と処分制限

701	この補助金を得て設備を設置した住宅を取り壊すことになりました。どのような手続きが必要になりますか。	設備は補助金の交付の目的（太陽光発電システムの普及促進を図ることにより、温室効果ガスの排出を抑制する）にしたがって適正に管理する必要がありますが、事情により設備の廃棄等を行う場合は、「財産処分承認申請書」を県に提出し、県の承認を得た後に廃棄等を行っていただくこととなります。 この場合、設備が法定耐用年数に満たないとき（太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年）は、「香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金に係る財産処分の承認基準」に基づき、計算した金額を返還いただきます。
702	この補助金を得て設備を設置した住宅が、火災又は災害等で使用できなくなりました。どのような手続きが必要になりますか。	天変地災などにより設備が壊れた又は失った場合、「財産毀損・滅失届出書」を県に提出いただきます。県は次の事案に該当すると判断した場合、補助金の返還を免除する旨を申請者に通知します。 ① 災害又は火災によって使用できなくなったため、取り壊し又は廃棄等を行う場合 ② 立地上又は構造上危険な状態にあるため、取り壊し又は廃棄等を行う場合 ③ 道路拡張整備などの設置者の責任によらない事情でやむを得ず取り壊し又は廃棄等を行う場合

8. かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電) 略:かがわスマグリ

801	「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」(以下「かがわスマグリ」という。)は「J-クレジット制度」が関係していますが、この制度はどんな制度ですか。	J-クレジット制度は、再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度です。
802	補助対象システムの補助金申請にかがわスマグリへの入会を要件としていますが、どのような仕組みになっているのですか。	県補助による各家庭の太陽光発電設備の導入に伴い、発電設備から得られる電力を家庭で消費(自家消費)し、各家庭で貢献したCO ₂ 排出削減量をかがわスマグリが実施主体となって取りまとめるものです。 かがわスマグリの事務局の県では、取りまとめたCO ₂ 排出削減量をJ-クレジット制度を利用してクレジット化し、売却により得られる収益を県内の環境保全活動等に活用する仕組みとしています(会員個々の還元はありませんのでご了承ください)。
803	入会中の会員の負担はありますか。	入会に係る費用負担はありませんが、各家庭の年間の太陽光発電実績(発電量等)の確認の協力をいただきます。
804	入会中、会員はどのような協力を具体的にしなければいけないのですか。	県からの求めに応じて、年1回、各家庭の「発電量」と「売電量」の年度報告を県が定めた書式を使い、提出いただきます。 なお、発電実績の提出は、毎年、全会員から求めるものではなく抽出した会員に対して県から依頼をします。
805	入会期間はありますか。途中退会は可能ですか。	入会期間は原則8年間又はJ-クレジット制度の終了期限の2030年度(令和12年度)のいずれか早い時期までとなります。 退会は規約において原則自由としていますが、内容を確認する必要がありますので、事前に必ず県に確認してください。
806	入会はどのような手続きが必要ですか。	かがわスマグリの会員規約に定める入会届を県補助の申請書類と一緒に提出していただきます。 ※ 会員規約及び書式は県のホームページからダウンロードできます。
807	補助を受けようとする場合、かがわスマグリの入会が条件ですか(すべての人が入会しなければいけないのですか)。	かがわスマグリに入会できる人は個人のみです。個人事業主及び法人は入会できません。 また、個人であっても補助を受けようとする住宅が店舗兼用の場合も入会はできません。

808	かがわスマグリの入会資格がなくても補助は受けられるのですか。	個人事業主及び法人はかがわスマグリへの入会がなくても補助を受けることができます。 また、店舗兼用の住宅に補助対象システムを設置しようとする個人も補助を受けることはできます。
809	入会資格のある個人は補助対象システムすべてにおいてかがわスマグリの入会が必要となりますか。	個人が県の補助で太陽光発電システムを設置しようとする場合はかがわスマグリの加入が条件になりますが、次の場合は入会の必要はありません（補助は受けられます）。 ① 住宅が店舗兼用になっている場合 ② 蓄電池のみの申請で、2017年度以前に太陽光発電システムを設置している場合 【重要！】 入会条件を満たしている個人がかがわスマグリに入会しない場合は、県の補助は受けられませんのでご了承ください。
810	個人が太陽光発電と蓄電システムを補助により同時に設置しようとする場合、かがわスマグリへの入会は必要ですか。	個人が県の補助で太陽光発電システムと蓄電システムをあわせて設置しようとする場合は、かがわスマグリの加入が条件になります（入会が必要です）。
811	補助金の交付要綱第3条に補助事業者の要件がありますが、第1項第4号のただし書きに入会資格の例外が記載されています。どのような内容が「入会資格を満たせないもの」ですか。	入会資格を満たせないもの（かがわスマグリの入会の必要がない場合のもの）は次のとおりです。（Q806、807、808参照） ・個人事業主及び法人による申請 ・住宅が店舗兼用になっている場合の申請 ・蓄電池のみの申請で、2017年以前に太陽光発電システムを設置している場合 なお、上記の場合であっても補助は受けられます。
812	既に他団体が実施しているJークレジット制度に基づくプロジェクトに参加していますが、県の補助制度を利用する場合、他団体のプロジェクトを脱退する必要がありますか。	既に入会している場合、脱退する必要はありません。 補助を利用するに当たり、事前に県にお問い合わせください。
813	民間サービスに自家消費によるCO ₂ 削減分を取り扱った同様のものがあり、これを使おうと思いますが県の補助は受けられますか。	個人が県の補助を利用して住宅に対象システムを設置しようとする場合で、かがわスマグリ入会要件に該当するものについては、民間サービスとの併用はできません（民間サービスを利用する場合は、県の補助は受けられません）。 補助を利用するに当たり、事前に県にお問い合わせください。
814	補助申請の年度内に太陽光発電システムが設置できませんでした。かがわスマグリの入会は取消しになりますか。	年度内に補助金の実績報告書等による太陽光発電システムの設置が確認できない場合、かがわスマグリの入会は取消しとなりますので、ご注意ください（入会取消通知を送付します）。